

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則(規則六 一二)の一部を次のように改正する。

別表第一中住宅課建築指導室、東部県土整備局及び総合県民局の項の項名を「住宅課、東部県土整備局及び総合県民局」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 給料の調整額に関する規則(規則六 一二)の一部を改正する規則(令和四年十一月四日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。